

長崎市江平・山里地域包括支援センター（介護予防支援）運営規程

（事業の目的）

第1条 医療法人 稲仁会が開設する長崎市江平・山里地域包括支援センター（以下「センター」という。）が行う指定介護予防支援の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員、管理運営に関する事項を定め、センターの保健師、介護支援専門員、社会福祉士その他の従業者（以下「担当職員」という。）が、要支援状態にある高齢者等（以下「利用者」という。）に対し、適正な指定介護予防支援を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 指定介護予防支援に当たっては、利用者の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行う。

- 2 事業の実施に当たっては、利用者の心身の状況やその環境に応じて、利用者の選択に基づき、利用者の自立に向けて設定された目標を達成するために、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが、当該目標を踏まえ、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行う。
- 3 事業の提供に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者若しくは地域密着型介護予防サービス事業者に不当に偏ることのない公正中立に行う。
- 4 事業の提供に当たっては、懇切丁寧に行うこととを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行う。
- 5 事業の運営に当たっては、関係市町村、他の地域包括支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組を行う者等との連携に努める。
- 6 利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。
- 7 介護保険関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

（センターの名称等）

第3条 事業を行うセンターの名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 長崎市江平・山里地域包括支援センター
- ② 所在地 長崎市本原町13番15号本原ハイツ102号室

（職員の職種、員数及び職務の内容）

第4条 センターに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- ① 管理者 1名（常勤。ただし、業務上支障がないため兼務とする）
管理者は、センターの担当職員その他従業者の管理、利用の申込に係る調整及び業務の実施状況の把握その他指揮命令等を一元的に行う。
- ② 担当職員
保健師 2名（常勤）
介護支援専門員 3名（うち2名 常勤 専従・1名 常勤 兼務）
社会福祉士 3名（常勤）
担当職員は、指定介護予防支援の提供に当たる。
- ③ 事務職員 1名（常勤）
必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 センターの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ① 営業日
月曜日から土曜日までとする。ただし祭日、12月30日から1月3日までを除く。
- ② 営業時間
午前8時45分から午後5時30分までとする。
- ③ 緊急連絡体制
関係機関に夜間や休日のセンター職員の緊急連絡先を登録し、連絡がとれる体制とするとともに、営業時間外に当センターに電話があった場合、転送によりセンターの担当職員の携帯電話につながる体制とする。

(指定介護予防支援の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額等)

第6条 指定介護予防支援の提供方法及び内容は次のとおりとし、指定介護予防支援を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とする。

- ① 提供方法
介護予防のための効果的な支援の方法(厚生労働省令第37号第29条から第31条の規定)に従って実施
- ② 利用者の相談は、事業所内及び利用者の居宅、その他必要と認められる場所において行うものとする。
- ③ 介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又は、その家族に対し、運営規程の概要、その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得る。
- ④ サービス担当者会議について
サービス担当者会議の開催により、利用者の状況等に関する情報を担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。ただし、やむを得ない理由がある場合については、担当者に対する照会等により意見を求めるものとする。
- ⑤ 担当職員による居宅訪問頻度等
 - 1) 提供開始月
 - 2) 提供開始月の翌月から起算して6月に1回
 - 3) サービスの評価期間が終了する月
 - 4) 利用者の状況に著しい変化があったとき
なお、利用者の居宅を訪問しない月においては、可能な限り、サービス事業所を訪問する等の方法により利用者に面接するように努めるとともに、当該面接ができない場合にあっては、電話等により利用者との連絡を実施する。
- ⑥ モニタリングの結果記録
少なくとも1月に1回

(通常の事業の実施地域)

第7条 通常の事業の実施地域は、長崎市(石神町、辻町、小峰町、三原1丁目、高尾町、本尾町、平野町、平和町、岡町、橋口町、上野町、扇町、本原町、大橋町、家野町、茂里町、岩川町、川口町、浜口町、坂本1丁目、坂本2丁目、坂本3丁目、江平1丁目、江平2丁目、江平3丁目、宝町、幸町、天神町、錢座町、上錢座町、緑町、目覚町)とする。

(事故発生時の対応)

第8条 担当職員は、利用者に対する指定介護予防支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるとともに、管理者に報告しなければならない。

(虐待の防止に関する事項)

第9条 センターは、虐待の発生またはその再発を防止するため次に掲げる措置を講じるものとする。

- ① 虐待防止ための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について担当職員に周知徹底を図る。
 - ② 虐待防止のための指針を整備する。
 - ③ 担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
 - ④ 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所は、指定介護予防支援提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(その他運営についての留意事項)

第10条 センターは、担当職員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - ② 継続研修 年3回
- 2 担当職員は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 担当職員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らさないため、担当職員でなくなった後においてもこれらの守秘義務について、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4 個人情報が記載された資料等の保管については、第3者の目に付かないようにキャビネット内に保管する。また、電子媒体で保存する場合は、パスワードを設定するなど細心の注意を払うと共に、紛失等事故が発生した場合は、長崎市に報告する。
- 5 センターは指定介護予防支援の一部を指定居宅介護支援事業者に委託する場合には、適切かつ効率的に指定介護予防支援の業務が実施できるよう委託する業務の範囲や業務量について配慮する。
- 6 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は長崎市、医療法人 稲仁会及びセンターの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、

平成18年	4月	1日	より施行
平成18年	4月	27日	一部改正
平成18年	7月	26日	一部改正
平成19年	3月	19日	一部改正
平成19年	5月	16日	一部改正
平成19年	6月	1日	一部改正
平成19年	9月	1日	一部改正
平成19年	11月	15日	一部改正
平成19年	12月	17日	一部改正
平成20年	1月	16日	一部改正
平成20年	3月	1日	一部改正
平成20年	4月	23日	一部改正
平成20年	8月	1日	一部改正
平成21年	4月	1日	一部改正
平成21年	7月	16日	一部改正
平成23年	4月	1日	一部改正
平成24年	3月	21日	一部改正
平成25年	4月	1日	一部改正
平成27年	4月	1日	一部改正
平成27年	6月	1日	一部改正
平成27年	7月	1日	一部改正
平成27年	11月	1日	一部改正
平成28年	1月	1日	一部改正
平成28年	1月	16日	一部改正
平成28年	1月	18日	一部改正
平成28年	4月	1日	一部改正
平成29年	2月	1日	一部改正
平成29年	4月	27日	一部改正
平成29年	6月	1日	一部改正
平成29年	12月	21日	一部改正
平成30年	4月	1日	一部改正
平成30年	7月	1日	一部改正
平成31年	2月	1日	一部改正
令和元年	5月	16日	一部改正
令和元年	9月	1日	一部改正
令和2年	5月	1日	一部改正
令和5年	1月	8日	一部改正
令和6年	3月	19日	一部改正
令和6年	9月	1日	一部改正